

動物愛護寄附金について

福島県では、“動物愛護寄附金”を受け付けております。

皆様からいただいた御寄附は、全額を基金として積み立て、福島県動物愛護センターで使用する動物用医薬品（ワクチンや不妊去勢手術関連品など）の購入や感染症対策の費用に充てる等、犬猫の譲渡事業をはじめとする県の動物愛護行政の推進のために活用させていただきます。



～寄附の方法～

〇ふるさとチョイスを経由する福島県への寄附

ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」を利用した寄附ができます。右のQRコードから「動物愛護寄附金」を選択の上、お申し込みください。こちらでは、クレジットカード決済のほか、Amazon Pay、携帯キャリア決済、コンビニ支払い等の様々な方法により寄附金を納付できます。



〇福島県への直接の寄附

①最初に、下記のお問い合わせ先まで寄附をする旨の御連絡をお願いします。

②寄附申込書をお送りしますので、御提出をお願いします。

右のQRコードからお申し込みの場合は、申込書の提出は不要です。

③次の方法で寄附金の納付をお願いします。

・納入通知書による現金振込 ・現金書留による郵送 ・現金の持参



〇セゾンを経由する福島県への寄附

セゾンカード、UCカード会員の方は、お持ちのポイントを利用した寄附ができます。



セゾン・UCカード会員

永久不滅
ポイント



ポイント交換申し込み

インターネットでのお申し込み

お電話でのお申し込み

●セゾンカードをお持ちの方：Net アンサーへログインしてポイントを寄付「アイテム No.4263」

●UCカードをお持ちの方：アットユーネットへログインしてポイントを寄付「アイテム No.367」

●セゾンカードをお持ちの方：0120-200-136（24時間・年中無休）

●UCカードをお持ちの方：0120-668-620（24時間・年中無休）

※音声案内に従ってお手続きください。



【動物愛護寄附金の問い合わせ先】

福島県食品生活衛生課

電話：024-521-7245

